

## 江東区地域防災計画(修正素案)に関する意見募集(パブリックコメント)

## 1、計画の策定過程について

2012(平成24)年9月、国の中央防災会議決定の防災基本計画では、計画策定段階で住民の理解を得ることと、障がい者、高齢者、女性など災害弱者の意見が反映される環境整備に努めるとしています。江東区地域防災計画策定(修正)で初めてのパブリックコメントが実施されたことは大いに評価しますが、災害を受ける当事者であり、自助と共助の担い手、公助との連携の主体である区民参加で議論する場を公開した上で積極的に設けられなかったことは、長計に区政運営の視点として「協働」を掲げる江東区としては残念と言えます。

港区では港区防災会議に「港区地域防災計画に女性の視点を反省させる部会」を設置し、2012年7月に報告書が公開されています。わかりやすく参考になる内容であり、関係者にはぜひ一読していただきたいものです。

## 第2部 災害予防・応急・復興計画

## 第10章 避難者対策

## 2、227条：(2)保育園児避難対策及び、237条：(5)保育園児避難対策計画について

災害が発生する時間は、3.11 東日本大震災の例に見るように、保護が必要な子どもが、保護者と離れた場所で被災するケースは多様に想定され、2つの項目に記載されている対策や計画は、子ども関連施設すべてに適用される必要があります。また、対象となる範囲(認可・認証保育所、グループ保育施設など保育施設、幼稚園、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブ、きずくクラブなど)を明記し、例えば「子ども避難対策」及び「子ども避難対策計画」とすべきです。

## 3、231条：第2節 避難所の指定・安全化、2. 避難所の開設及び設営について

「(1)派遣する職員は、1避難所当たり原則4名とする。」としていますが、男女のニーズの違いに配慮するためには、派遣職員4名に対して、必ず1名は女性とすることを明記すべきです。

## 4、231条：第3節 避難所の運営管理体制の整備、③について

体制整備に必要なことを明確にするとともに、男女のニーズ以下の内容が重要であることから、例えば以下のように、趣旨の異なる内容を二つの項目に分けて記載すべきです。

③避難所に指定した建物の安全性の確認・確保に努める。

④男女のニーズの違い等の男女双方の視点に配慮したうえで、避難した被災者のプライバシーの確保や良好な生活環境を確保できるよう女性や家庭のニーズに配慮した避難所運営ができるよう事前対策に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性や家庭のニーズに配慮した避難所運営ができるよう準備する。

## 5、238条：第3節 避難所の開設・管理運営、1. 避難所の開設及び運営、(1)開設について

「避難所を開設した場合は、避難所運営本部を設置し、責任者である避難所運営本部長は管理運営に際して、女性や災害弱者の視点に配慮する。」とあるが、国の防災計画では「復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促す」とあり、「配慮する」だけでなく、「避難所運営本部に女性を(一定割合以上)配置する」とすべきです。

## 6、242条：(4) 避難所運営上の注意点、第4 その他 ③について

「女性に対する犯罪行為・暴力等人権侵害予防に特段の配慮を行う」とありますが、避難所生活のストレスからも起こる暴力は、DVだけでなく、児童虐待や介護疲れによる高齢者などへと、弱者に向かっていきます。女性、子どもなどへの具体的な防犯対策(防犯意識の啓発、防犯ブザーの携帯、暴力や犯罪が起こらない環境づくりや地域内での見回りなど)や、万が一被害にあった場合の相談窓口などとともに、心のケアができる体制整備も必要です。

その他の最後に1行だけ書かれていますが、例えば、241条の「第5 避難住民の健康相談」と並列するように1項目独立させて記載すべき内容であると考えます。

## 第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

## 7、248条：第1節 食料等の確保について

「様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。」とありますが、急性アレルギーショック(アナフィラキシーショック)によって命を落とす例もあります。アレルギー対応食の自治体での備蓄にも限りがあり、また被災後の入手が困難なことも想定することから、個人や家庭で、個人の事情に応じた必要最低限のアレルギー対応の食料など物資の備蓄を推進するとともに、アレルギー情報共有や啓発を行い、エピペンの備蓄も必要です。